

交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について

平成 27 年 6 月 2 日
例規（地）第 23 号
警察 本 部 長

〔沿革〕 平成 27 年 8 月例規（地域）第 31 号

各部長・参事官・所属長

見出しの要綱を別添のとおり制定したので、誤りのないようにされたい。

なお、交番・駐在所連絡協議会実施要綱の制定について（平成 8 年例規（地域）第 20 号）は、廃止する。

別添

交番・駐在所連絡協議会実施要綱

1 趣旨

この要綱は、交番・駐在所連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を効果的に推進するため、必要な事項を定めるものとする。

2 連絡協議会の目的

連絡協議会は、交番、署所在地、幹部交番所在地及び駐在所（以下「交番等」という。）の所管区において、地域住民、所管区に係る事業所及び公的機関・団体に勤務する者等（以下「地域住民等」という。）の日常生活に身近な犯罪、事故、災害（以下「犯罪等」という。）の未然防止、被害の拡大防止及び回復を図り、並びに的確な検挙活動等を行うため、所管区内の地域住民等の意見、要望等を広く聴取して相互に検討、協議し、警察と地域住民等が相互に協力し、もって安全で平穏な地域社会の実現を図ろうとするものである。

3 連絡協議会の設置及び組織

- (1) 連絡協議会は、原則として交番等の所管区を単位として設置するものとする。ただし、次 4 及び 5 の場合は、この限りでない。
- (2) 連絡協議会は、委員及び運営担当者（以下「構成員」という。）をもって構成するものとする。
- (3) 委員は、地域の実情に精通し、かつ、地域住民等からの信望が厚い者の中から、職業、年齢、性別等を考慮して、幅広く選定するものとする。
- (4) 委員の選定に際しては、各部門と緊密に連携して総合的に決定するものとする。
- (5) 委員の任期はおおむね 2 年とし、再任を妨げないものとする。
- (6) 運営担当者は、連絡協議会を設置した所管区の勤務員全員をもって充てるものとする。また、署長は、原則として交番等に配置された警部補の階級にある者を運営責任者として指定するものとする。
- (7) 運営担当者は、随時、委員その他の参加者に対し、必要事項の連絡に当たるものとする。
- (8) 運営責任者は、連絡協議会を主宰し、会議の円滑な運営と活性化に努めるものとする。

- (9) 委員の委嘱は、署長が委嘱状（別記第1号様式）を交付して行うものとする。
- (10) 署長は、委員に刑罰法令に違反する行為があったとき、心身の故障のため職務の遂行に支障があるときその他委員たるにふさわしくない行為があったときで、引き続き委嘱しておくことが適当でないと思われる場合は、解嘱するものとする。
- (11) 署長は、委員が任期途中で辞職する旨を申し出た場合は、これを承認することができる。
- (12) 連絡協議会の名称は、原則として設置した所管区名又は地名を冠し「〇〇交番（駐在所）連絡協議会」、「〇〇交番（駐在所）〇〇地区連絡協議会」とする。

4 単位連絡協議会

地域の特性に応じ、所管区を分割して、又は複数の所管区を統合して連絡協議会を設置することがより適切と認められる場合は、当該所管区を分割し、又は統合する地域を単位とする連絡協議会を設置することができるものとする。

5 職種等連絡協議会

所管区を単位とせず、職種、地区等に着眼して連絡協議会を設置することが効果的と認められる場合は、所管区単位又は単位連絡協議会のほか、目的等を限定した連絡協議会を別途設置することができるものとする。

6 会議の開催

- (1) 連絡協議会の会議は、定期会議及び臨時会議とする。
- (2) 定期会議は、年1回以上開催するものとする。
- (3) 臨時会議は、地域で犯罪等が連続的に発生し、地域住民等に不安が生じるなど地域の問題解決に必要なが生じた場合に随時開催するものとする。
- (4) 会議は、構成員のほか、会議の議題等に応じて、随時、地域住民等の参画を得て開催するものとする。
- (5) 会議の開催に当たっては、関係部門の協力を得るものとする。

7 連絡協議事項

連絡協議会は、地域住民等に身近な犯罪等の防止、その他地域住民等の生活の安全と平穏に関する問題について連絡をするとともに、意見、要望等を聞いて相互に必要な検討、協議を行うものとする。

8 留意事項

連絡協議会の開催に当たっては、次の点に留意して、真に効果が上がるよう努めること。

- (1) 署の地域幹部は、連絡協議会の趣旨、目的、実施要領等について、勤務員に事前に十分な指導教養を実施するほか、会議内容及び推進状況を把握し、必要に応じて、他機関との連絡調整や具体的な支援を行うなど、適宜適切な措置を執ること。
- (2) 署長は、必要な場合には関係部門の職員を会議に参加させ、又は支援させるなど組織的かつ適切な運営に努めること。
- (3) 運営責任者は、会議を開催したときは、速やかにその状況を地域課長を経て署長に報告すること。
- (4) 委員の意見、要望等については、所要の措置を講ずるとともに、その結果は可能な限り委員に通知すること。

(5) 運営担当者は、定期的に委員宅を訪問し、良好な関係の醸成と保持に努めること。

9 報告等

(1) 署長は、連絡協議会を設置又は廃止した場合は、連絡協議会設置（廃止）報告書（別記第2号様式）を作成し、また、会議を開催した場合は、連絡協議会実施結果報告書（別記第3号様式）を作成し、地域部地域課長を経由して本部長に報告すること。

(2) 署長は、委員を委嘱（再任を含む。）し、解嘱し、又は委員の辞職を承認した場合は、連絡協議会委員名簿（別記第4号様式）を作成し、その写しを地域部地域課長に送付すること。

10 補則

この要綱に定めるもののほか、連絡協議会に関する細目的事項は、地域部長が別に定めるものとする。

以下別記等省略